

◎保存しておいてください。

緊急時の対応マニュアル

～もしもの時のために～

令和6年度版



大津市立藤尾小学校

〒520-0066

滋賀県大津市茶戸町10番1号

電話 (077) 522-2730

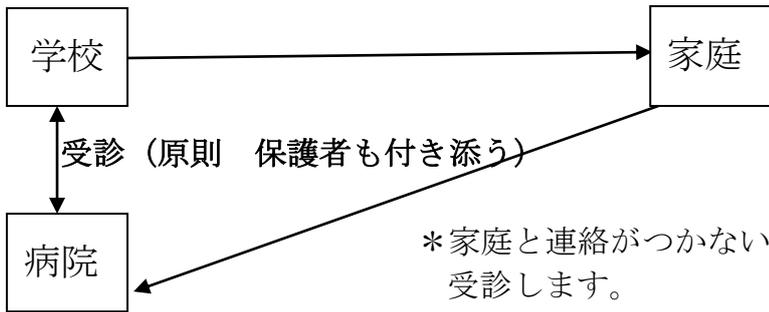
FAX (077) 522-3512

E-mail fujio@otsu.ed.jp

URL <http://www.otsu.ed.jp/fujio/>

I 学校内での児童の負傷・疾病等の対応

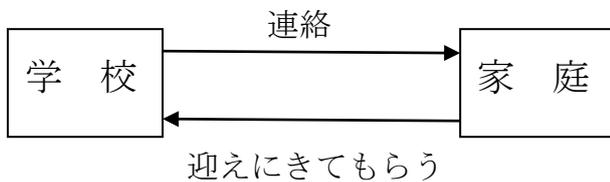
1. 受診の必要がある負傷時の対応について



*家庭と連絡がつかない場合は、校医または最寄りの病院で受診します。

*下校時の負傷については、学校へお知らせください。

2. 疾病時（発熱、強い痛みなど）の対応について



※必ず連絡がつくようにしておいてください。

保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊迫事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため下記にあげる非常措置をとります。

1. 台風等暴風襲来時における対応

暴風警報等発令時	登校前	<ul style="list-style-type: none"> 午前7時において滋賀県全域または近江南部に「特別警報」や「暴風を含む警報」が発令された場合、臨時休業とします。 <u>学校から連絡はいたしません。</u> テレビ等で気象情報に気をつけてください。
	登校後	<ul style="list-style-type: none"> 登校後に「特別警報」や「暴風を含む警報」が発令された場合は、通学路の安全、警報下の状況等を総合的に勘案の上、適切な対応をします。 <u>集団下校する場合は、teturuにてお知らせします。</u> 登校後、台風等の上陸が予想される場合は、前日に調査用紙を配付しますので、児童の下校措置についてご記入のうえ、当日の朝、<u>担任に提出してください。</u> ※ 藤尾児童クラブへ通う児童については、児童クラブの指導者と連絡を取り対応します。

※学校長の判断のもと、繰り下げ登校やその他の非常事態による臨時休校については teturu にて、お知らせします。

2. 大規模地震が発生した場合

震度 5 弱以上	・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、保護者に引き渡すまで学校に待機させ、保護します。
震度 4 以下	・その時の状況に応じて、余震に気をつける等の注意をしながら集団下校、または学校待機の措置をとります。保護者に引き渡す場合もあります。 ※原則、下校時刻までは学校待機とします。 ・家庭にいるときで、緊急避難が必要な場合は、安全確保の上、広域避難場所へ避難してください。学校は広域避難場所です。

3. 引き渡し方法

- (1) 児童は、大規模地震が発生した場合、余震等を考慮し運動場に待機させます。不審者など施設で待機した方が安全な場合は、教室で待機します。
- (2) 迎えに来られた方は、運動場、またはご自分のお子様の教室に来て下さい。
- (3) 担任が引き渡しカードに書かれている名前を確認しながら引き渡しますので、ご協力ください。

※引き渡しカードに書かれていない方には引き渡すことはしません。

※兄弟がいる場合は、上の学年から引き渡します。

Ⅲ 集団風邪・インフルエンザ、コロナ等による学校又は学年・学級休業についての対応

集団風邪、インフルエンザ、コロナ等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の結果、学校又は学年・学級を一時的に休業（閉鎖）する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

- ①休業期間及びその理由等について tetoru にて連絡します。その際、家庭での対応についても連絡しますので、それに従って家庭での指導をお願いします。なお、決定時に欠席している児童宅には、電話等でお知らせすることもあります。
- ②学級閉鎖期間の最終日に、お子様の状態を把握するためにオンラインでの健康観察を行ったり、forms を利用して確認したりして解除の判断をします。

Ⅳ 不審者が出没した場合の対応

◎児童が帰宅し不審者等に会った話を聞かれた場合は、次のように対応してください。

1. 児童のけが等の有無を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、下記へ連絡してください。

○緊急を要する場合は 1 1 0 番

○大津警察署 (TEL 5 2 2 - 1 2 3 4) へ

○その後学校 (TEL 5 2 2 - 2 7 3 0) へ

2. 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、tetoru にて各家庭に不審者等について情報を提供します。

V 児童が帰宅しないときの対応

1. 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、警察と学校に連絡してください。その後帰宅した場合は、すぐに学校へ連絡をしてください。
2. 児童が遊びに出るときは、「外出の5原則」（いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る）を言ってから遊びに行くよう、日頃から家庭でもご指導ください。

VI 緊急時の集団下校体制

1. 集団下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

2. 集団下校実施のめやす

- ① 登校後、暴風を含む警報が発令、もしくは発令が必至の場合で、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ② 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ③ 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ④ 不審者による事案の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ⑤ その他、単独での下校が危ぶまれる場合。

*いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。

3. 集団下校の手順

- ① 学校長の決定……teturuにてお知らせ。
- ② 集団下校児童……運動場の所定の位置に集合。（各町別教員が指導）
学校待機児童……保護者の連絡があった場合。
※それ以外は原則、下校時刻に方面別に集団下校を実施する。
- ③ 集団下校開始……教員は方面別下校に引率し、ポイントに立って見守る。

VII 集団下校等の危機体制の解除方法について

1. 不審者等の出没により集団下校をした場合でも、学校から特別に連絡がなければ、翌日は通常の登校方法により登校させてください。
2. 翌日以降も危機体制を続ける場合には、あらかじめ文書でお知らせするか、学校からteturuの連絡で指示いたします。

IX 学級緊急連絡網について

個人情報保護のため、連絡網は作成せず、学校からのteturuで対応します。